

○ 歩行者優先と正しい横断の徹底に向けた取組「横断歩道は歩行者優先運動」の継続について（通達）

（令和5年1月30日付け香交企第26号）

これまで県警察では、「歩行者優先と正しい横断の徹底に向けた取組「横断歩道は歩行者優先運動」の継続について」（令和3年12月6日付け香交企第262号）に基づき、横断歩道における歩行者優先の徹底に取り組んでいるところであるが、令和4年中の状態別死者数をみると、歩行者が15人と最も多く、全死者に占める構成率は42.9パーセントであったほか、道路横断中の歩行者が9人で、そのうち横断歩道横断中は4人であるなど、依然として歩行者優先と正しい横断が定着していない厳しい状況にある。

歩行中死者の一層の減少を図るには、横断歩行者等妨害等に対する適切な取締り、運転者及び歩行者双方に対する広報啓発や交通安全教育、交通安全施設の整備等を総合的に推進する必要があることから、「横断歩道は歩行者優先運動」を継続することとしたので、下記推進事項に沿った対策を引き続き推進することとされたい。

記

1 推進事項

(1) 運転者に対する交通安全教育及び指導取締りの推進

ア 安全運転意識の向上による歩行者保護の徹底

事業所等における交通安全教育や運転者対象の各種広報啓発においては、横断歩道での歩行者がないことが明らかな場合を除き直前で停止可能な速度で進行する義務と横断歩道における歩行者優先義務等の遵守による歩行者保護の徹底について再認識させること。

イ 更新時講習等における安全教育の推進

更新時講習等において、横断歩道における歩行者保護の徹底等、歩行者の保護に関し運転者が遵守すべき事項について説明するとともに、更新時講習等に使用する教本や地方版資料等に、これら特に周知すべき事項を分かりやすく記載するよう努めること。

ウ 横断歩行者等妨害等に対する指導取締りの効果的な実施

子供や高齢者の横断が多い箇所を重点に、横断中はもとより、横断しようとする歩行者の保護に資する指導取締りを推進し、運転者に対して横断歩道手前における減速義務と横断歩道における歩行者優先義務、横断歩道等とその端から前後5メートル以内の場所における駐停車禁止を再認識させるよう努めること。

(2) 歩行者に対する指導啓発及び交通安全教育の推進

ア 歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促す交通安全教育等の推進

歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うといった歩行者としての基本的な交通ルールの周知に加え、歩行者側に違反の無い事故の防止にも資するよう、自らの安全を守るための交通行動

として

- 手を上げる・差し出す、運転者に顔を向けるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えること
- 安全を確認してから横断を始めること
- 横断中も周りに気を付けること

等を促す交通安全教育等を推進すること。

イ 街頭における指導啓発の推進

交通事故多発交差点等の街頭における歩行者に対する的確な指導や、商業施設等における広報啓発活動を推進し、「正しい横断」の実践の促進に努めること。

ウ 参加・体験・実践型の交通安全教育の実施

歩行環境シミュレーター等の各種教育機材を活用するなど、参加・体験・実践型の交通安全教育を学校等の関係機関・団体と連携して積極的に実施し、横断歩道外横断や車両の直前直後横断の危険性について理解させ、歩行者が遵守すべき交通ルールの周知を図り、安全な交通行動が自ら実践されるよう努めること。

エ 時代に即した手法による交通安全教育・広報啓発の推進

交通事故多発交差点等の街頭における歩行者に対する的確な指導や、商業施設等における広報啓発活動の推進に加え、交通安全教育や広報啓発を実施するに当たっては、学校の放送設備や事業所等の会議システムの活用等、対面によらない時代に即した効果的な手法を積極的に取り入れ、「正しい横断」の実践の促進に努めること。

(3) 交通安全施設等の整備等

ア 道路標識・道路標示の適切な維持管理

横断歩行者の優先のためには、その前提として、横断歩道の道路標識・道路標示が適正に設置されていることが極めて重要であることから、破損、滅失、褪色、摩耗その他の理由によりその効用が損なわれることのないよう適正な維持管理に努めること。

特に、横断歩道の道路標示が摩耗等により消えかかったままにすることは、横断歩行者を危険にさらすものであることから、早急に更新を行うこと。

イ 物理的デバイスの設置促進

ハンプや狭さくといった物理的デバイスは、速度抑制効果が認められるところ、各道路管理者と連携して適切な箇所への整備に努めること。

特に、信号機のない横断歩道とハンプを組み合わせたスムーズ横断歩道については、より高い効果が期待できることから、歩行者の横断実態や交通事故発生状況等を踏まえ、登下校時の通学路や高齢者の横断の多い場所等を重点に整備を進めること。

2 推進上の留意事項

(1) 広報啓発と指導取締りを組み合わせた活動の展開

本取組の目的は、運転者と歩行者双方の横断歩道における交通ルールの徹底

を図り、交通事故を抑止することであることを念頭に置き、広報啓発と指導取締りを組み合わせた諸活動を推進すること。また、歩行者の動線や横断歩道の需要実態、交通事故発生状況、道路交通環境等を踏まえ、効果的な施策の選定や組合せを検討するとともに、各種施策の実施状況や効果の検証を見据えて計画を立案すること。

(2) 関係機関・団体と連携し、実施規模を最大限高める取組の推進

本取組の実施に当たっては、費用対効果を勘案し、実施規模が最大限高められる施策を展開するため、次の事項について配慮すること。

ア 対象に応じて関係機関・団体と適切な役割分担を図るとともに、必要な情報の提供や支援などにより、連携を強化すること。

イ 報道機関のほか、県警ホームページ、SNS、動画サイト、各種機関誌(紙)、自治会回覧等の広報媒体を活用するなどして、あらゆる世代の県民への周知を図ること。